

秋田藩家蔵文書（写真版）目録 簡易解題

| | |
|---------|----------|
| 当館受入番号 | 9091 |
| 文書群名 | 秋田藩家蔵文書 |
| 記述単位の規模 | 61件3974点 |

資料の性格と収集の経緯

本目録には、当館が昭和55年から昭和56年までに秋田県立図書館において収集した「秋田藩家蔵文書」61冊3974点の文書を収録した。元禄年間、秋田藩御文書所（のちに記録所と改称）において在常陸時代の佐竹氏関係文書を中心とした古文書集が編纂された。藩主をはじめ藩士諸家に伝来した文書・記録・系図等を臨写し、所蔵者別に冊子にまとめられたが、明和年間、文化年間に追加されたものを合わせて67冊からなる。

明治初年の廃藩置県に伴い、佐竹支族及び家臣家に関する古文書集61冊は秋田県庁、その後秋田県立図書館所管となり、平成5年（1993）11月の秋田県公文書館開館を機に同館に移管され、現在に至っている（佐竹宗家の古文書「御文書」6冊は、現在、東京都千代田区にある千秋文庫が所蔵している）。なお、公文書館には「秋田藩家蔵文書」と称される史料が二種類あり、ともに郷土資料（A）として登録されている。もう一方の「秋田藩家蔵文書」40冊（「樋口本」と称す、公文書館資料番号A280-2-1～A280-2-40、当館）は、昭和3年（1928）9月に栃木県宇都宮市の樋口久三氏が「御文書」6冊、家蔵文書61冊などを年代・地域・所蔵者別に整理し、編纂したものである。当館では、出羽秋田佐竹文書（秋田県立図書館旧蔵本）として収集している（資料番号F8101-1-1～F8101-31-40）。

当館が秋田県立図書館でマイクロ撮影を行った昭和55年から56年段階で、秋田藩家蔵文書61冊の各冊子には冊子番号と「～家蔵文書」の表題を付した外表紙が付けられていた。秋田県公文書館に移管された段階で、これらの外表紙は外され、現在は一冊ごとに中性紙封筒に入れ、さらに数冊ずつ桐の箱におさめて保管されている（平成25年3月、秋田県指定有形文化財に指定）。

また茨城県史編纂室では20数年の年月をかけて家蔵文書の調査を行い、『茨城県史料』中世編Ⅳ（平成3年刊行）、中世編Ⅴ（平成6年刊行）に家蔵文書の翻刻を掲載した。県史料に掲載された家蔵文書の翻刻点数は中世常陸に関する約2000点であるが、「解説」とともに活用を願うところである（本目録の備考欄には、翻刻史料に関し、県史料の史料番号を付した）。

目録の内容

- ①資料番号 F8001を親番号とし、巻数を枝番号1とし、それぞれの所収資料を枝番号2とした。
- ②資料名 原則として資料記載表題をそのままとしたが、表題がない資料については（ ），記載表題では内容が分からない資料については表題に続けて〔 〕で内容表題を付した。
- ③年代 原則として、資料に表記された年代をとった。朱書きの表示については「 」でくくって表示した。
- ④作成者 複数の場合は、代表者一名の名前を記載し、他○名としている場合もある。朱書きでの表記がある場合は「 」でくくり、*を付した。朱書きと確認できない場合は*を付していない。包紙等の写から作成者が判明する場合は〔 〕を付した。文書写の花押は（花押影）、印章は（朱印影）、（黒印影）のように表記した。

- ⑤宛先 複数の場合は、原則として代表者一名の名前を記載し、他〇名とした。宛所の記載がなく、資料の内容から宛先が判明する場合は（ ）を付した。
- ⑥形態 家蔵文書の簿冊の形態から豎とした。
- ⑦数量 原則として1である。
- ⑧備考 『茨城県史料』中世編Ⅳ、同Ⅴで翻刻されている史料については、その資料番号を付した。『県史料』中世編Ⅳの家蔵文書2の1号の場合は、「県史料Ⅳ2-1」のような記載とした。「Ⅳ阿保」は『県史料』中世編Ⅳの阿保文書、「Ⅴ奈良」「Ⅴ茂木」「Ⅴ松野」「Ⅴ深見」「Ⅴ渋江」「Ⅴ佐藤」「Ⅴ佐藤平蔵」「Ⅴ真崎」「Ⅴ羽生」「Ⅴ竜泉寺」は『県史料』中世編Ⅴの奈良文書、茂木文書、松野文書、深見貞治氏所蔵文書、渋江文書、佐藤家文書、佐藤平蔵文書、真崎文書、羽生文書、竜泉寺文書である。真壁文書の資料番号については、『真壁町史料』中世編Ⅰの史料番号によった。

出羽秋田佐竹文書（秋田県立図書館旧蔵本）目録 簡易解題

| | |
|---------|----------------------|
| 当館受入番号 | 9107 |
| 文書群名 | 出羽秋田佐竹文書（秋田県立図書館旧蔵本） |
| 記述単位の規模 | 635件915点 |

収集の経緯と資料の性格

本目録には、当館が昭和56年から昭和59年までに秋田県立図書館及び秋田県庁において収集した佐竹氏関係文書のうち県立図書館旧蔵本を収録した。原本のほとんどは平成5年11月開館の秋田県公文書館に移管され、その後再整理が進められている。

当館がマイクロ写真撮影によって収集したこれらの史料は「出羽秋田佐竹文書」（秋田県立図書館旧蔵本）と名付けられたが、現在の秋田県公文書館所蔵の佐竹文庫、佐竹西家文書、郷土資料（A）、安東家文書、戸村文庫、大窪文書、落窪文庫などの資料群から成り立つ。その7割以上を占めているのは佐竹文庫である。また、時雨庵文庫、今野文庫所収の計8点の資料については、現在も秋田県立図書館所蔵となっている。

以下、「出羽秋田佐竹文書」（秋田県立図書館旧蔵本）に収録された資料群の概略を記す。

○郷土資料（A）

明治2年（1869）6月、佐竹義堯が久保田知藩事に任命された際、秋田藩庁の文書群は、佐竹家関係のものと、行政関係のものに分類され、うち行政関係資料は秋田県庁に引き継がれた。そのうち秋田県庁から秋田県立図書館に移され、図書館所蔵資料として登録された資料を「一般郷土資料」（通称A記号）という。また、これとは別に、時期は不明ながら秋田藩庁から個人蔵となり、のちに秋田県立図書館

所蔵となった資料の一部も「一般郷土資料」の中には含まれている。

のちに秋田県公文書館に移管された郷土資料（A）の合計は6737点である。本目録にはこのうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料124点を収録した。

いわゆる「秋田藩家蔵文書」には二系統あり、ともに郷土資料（A）に分類されるが、本目録には「秋田藩家蔵文書（樋口本）」40点（F8101-1-F8101-31-40）のみを収録し、「秋田藩家蔵文書」61巻（F8001-1～F8001-61）については別の文書群として整理している（秋田藩家蔵文書目録 簡易解題参照）。このほか多賀谷政経官途状写や豊臣秀吉書状写などの「中世文書」41点（これらの多くは「秋田藩家蔵文書」にも所収）、「佐竹家臣系図・由緒書」40点などがみられる。

○佐竹文庫

昭和26年4月、旧秋田藩主佐竹家別邸から5797点、同年10月に大館佐竹家（佐竹西家）から1294点、翌27年8月に角館佐竹家（佐竹北家）から866点の資料が秋田県立図書館に譲渡された。県立図書館ではこれら3つの資料群を「佐竹文庫」と総称し、必要に応じて3者を区分した。移管先の秋田県公文書館で再整理が進められ、平成23年3月の「佐竹文庫目録」刊行以降、佐竹宗家からの譲渡資料のみを「佐竹文庫」と称することになった。

本目録には佐竹文庫のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料661点を収録しているが、「佐竹氏系図」45点、「佐竹家譜・御事績」94点（一部分冊により、原本とは冊数が異なる）、「佐竹家臣系図・由緒書」387点、「大坂軍功」21点などが主たる資料である。

家譜はもともと60巻、正本と副本の二部があったようだが、明治初年、第32世佐竹義堯の東京移住にともない、正本は東京本邸に移り、のちに太平洋戦争の災厄を蒙ったとみられる。秋田別邸にあった副本が昭和26年（1951）、秋田県立図書館に寄贈されたと考えられるが、義宣家譜12巻は欠巻だったとみられる（秋田県公文書館の佐竹家譜の整理番号AS288-1-1～AS288-1-48（48巻）や形状・筆跡などから考え、義宣家譜6巻（AS288-8-1～AS288-8-6）はこの副本とは別の写とみられる）。

「佐竹家臣系図・由緒書」は家蔵文書編纂に関係して、御記録方に提出された系図・由緒書・口上書の類とみられるが、家臣家の嫡庶や幕紋など争論の存在を確認することができるものもある。相伝文書の正統性が認められたものについては、御記録方が「青印書」を発給し、提出者に返却されたが、そうでなかったものについては召上げられたものもある。これらの資料が家蔵文書編纂にどのように反映されたか、検証の余地はあろう。

また、佐竹文庫の史料の表紙や端裏部分には漢字や漢数字の朱書きが多く確認できるが、これらの多くは秋田藩御記録方の保管段階で整理番号として付けられたものとみられている。

○佐竹西家文書

佐竹西家は佐竹義篤の庶長子義躬の流れをくみ、小場氏（名字の地を那珂東郡小場村、現在の常陸大宮市小場とする）と称した家系である。慶長13年（1608）、小場義成は大館城代となり、義成から五代目の義村の代に西家と称することが許され、以降、明治維新まで大館11代を数えた。

佐竹西家文書は、昭和26年10月に秋田県立図書館に譲渡され、上述の通り「佐竹文庫」として総括されていた段階もあった。平成

5年に秋田県公文書館に移管され、同24年3月に同館の古文書目録「佐竹北家文書・佐竹西家文書目録」が刊行されている。

本目録には佐竹西家文書のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料50点を収録した。

この中には「下達文書」5点、「上申文書」1点が含まれるが、佐竹西家も東家・北家・西家同様、家臣の詫言などを佐竹本家に上申・下達する役割があったことが確認できる。

○安東家文書

秋田県公文書館には、佐竹南家陪臣安東家に伝来した文書127点が所蔵されている。

本目録には安東家文書のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料2点を収録した。F8101-31-42「御一家系図」は、奥書に「寛文五年八月吉日 戸村十太夫義国ト有」とあり、「常陸家譜」と同一内容の史料とみられる。

○戸村家文書

秋田県公文書館には、久保田藩家老戸村家に伝来した文書2957点が所蔵されている。

戸村氏の祖義倭は佐竹義人（義憲）の子である。那珂東郡戸村（現在の那珂市戸）に住んで戸村を称した。七代目の戸村十太夫義国の代に、佐竹義宣に従い、秋田に移住した。

本目録には戸村家文書のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料3点を収録した。

○大窪文書

大窪家は佐竹東家の家臣である。大窪家は、佐竹義舜の金砂山籠城戦に従軍し、その功により東家初代佐竹政義の附人となった家である。慶長7年（1602）佐竹義宣の出羽転封の際、佐竹義賢に従い秋田へ移った。

秋田県公文書館には、大窪文書37点が所蔵されているが、本目録にはそれら37点すべてを収録している。うち数点は、「秋田藩家蔵文書4」に収録された史料の原文書とみられる。

○落穂文庫

昭和48年に秋田県立図書館が未整理資料を整理し、郷土史研究家真崎勇助氏の収集文書を中心に構成した資料群である。

本目録には落穂文庫のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料30点を収録した。

○時雨庵文庫（秋田県立図書館所蔵）

秋田魁新報社長として活躍し、俳人・郷土史家としても知られた安藤和風氏（1866～1936）の収集資料である。秋田県立図書館に寄贈された約2000点の資料は、安藤氏の俳号にちなんで「時雨庵文庫」と名付けられた。

本目録には時雨庵文庫のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料6点を収録した。

○今野文庫（秋田県立図書館所蔵）

プロレタリア文学運動の先駆となった雑誌『種蒔く人』土崎版の同人で、秋田市土崎港出身の小説家今野賢三（1893～1969）の収集資料

(811 点) である。

本目録には今野文庫のうち、常陸に関わる佐竹氏及び佐竹家臣関係資料 2 点を収録した。

目録の内容

- ①資料番号 F 8 1 0 1 を親番号とし、巻数を枝番号 1 とし、所収資料を枝番号 2 で通し番号で記した。
- ②資料名 原則として資料記載表題をそのままとったが、表題がない資料については()、記載表題では内容が分からない資料については表題に続けて[]で内容表題を付した。
- ③年代 原則として、資料に表記された年代をとった。朱書きの表示については「 」でくくって表示した。
- ④作成者 複数の場合は、代表者一名の名前を記載し、他〇名としている場合もある。包紙等の写から作成者が判明する場合は[]を付した。
花押は(花押)、文書写の花押は(花押影)と表記した。印章については(黒印)(青印)などとし、文書写の印章は(黒印影)(青印影)などとした。黒印、朱印などの区別がつかない場合は(印影)とした。
- ⑤宛先 複数の場合は、原則として代表者一名の名前を記載し、他〇名とした。
- ⑥形態 家蔵文書の簿冊の形態から豎とした。
- ⑦数量 原則として 1 である。
- ⑧備考 『茨城県史料』中世編Ⅳ、同Ⅴで翻刻されている史料と同一内容の場合は、その旨を付した。例えば、「県史料Ⅳ 2 - 1 (家蔵 2 - 1) と同文」とあった場合、「県史料Ⅳ 2 - 1」は『茨城県史料』中世編Ⅳの家蔵文書 2 の 1 号を、「(家蔵 2 - 1)」は通し番号での秋田藩家蔵文書 2 の 1 号のことである。また、「Ⅳ阿保」は『県史料』中世編Ⅳの阿保文書、「Ⅴ奈良」は『県史料』中世編Ⅴの奈良文書である。

出羽秋田佐竹文書(秋田県庁旧蔵本)目録 簡易解題

| | |
|---------|-------------------|
| 当館受入番号 | 9103 |
| 文書群名 | 出羽秋田佐竹文書(秋田県庁旧蔵本) |
| 記述単位の規模 | 270件278点 |

収集の経緯と資料の性格

本目録には、当館が昭和 56 年から昭和 59 年までに秋田県立図書館及び秋田県庁において収集した佐竹氏関係文書のうち秋田県庁旧蔵本を収録した。

明治 2 年(1869) 6 月、佐竹義堯が久保田知藩事に任命された際、秋田藩庁の文書群は、佐竹家関係のものと、行政関係のものに分類

され、うち行政関係資料は秋田県庁に引き継がれた。その後、秋田県立図書館に移された資料以外はそのまま秋田県庁で保管され、戦後の再整理を経て、平成5年の秋田県公文書館開館時に移管されている（公文書館開館後の追加分は「県D」とされた）。

「出羽秋田佐竹文書」（秋田県庁旧蔵）と名付けられた当館収集史料は、秋田県庁で保管されていた「県A」「県B」「県C」の計278点である。「県A」21点は主に簿冊類で、佐竹家及び佐竹家臣家の系図・古文書が中心である。「県B」253点はおもに一紙文書であり、由緒書が中心である。この中には中世佐竹氏関係文書の写もみられ、秋田藩家蔵文書に含まれる史料と同一内容の文書も含まれる。「県C」2点はともに常陸国に関する絵図である。

目録の内容

- ①資料番号 F8201を親番号とし、巻数を枝番号1とし、所収資料を枝番号2に通し番号で記した。
- ②資料名 原則として資料記載表題をそのままとったが、表題がない資料については（ ），記載表題では内容が分からない資料については表題に続けて〔 〕で内容表題を付した。
- ③年代 原則として、資料に表記された年代をとった。朱書きの表示については「 」でくくって表示した。
- ④作成者 複数の場合は、代表者一名の名前を記載し、他〇名としている場合もある。朱書きでの表記がある場合は「 」でくくり、*を付した。包紙等の写から作成者が判明する場合は〔 〕を付した。
花押は（花押）、文書写の花押は（花押影）と表記した。印章については（黒印）（青印）などとし、文書写の印章は（黒印影）（青印影）などと表記した。黒印、朱印などの区別がつかない場合は（印影）とした。
- ⑤宛先 複数の場合は、原則として代表者一名の名前を記載し、他〇名とした。
- ⑥形態 家蔵文書の簿冊の形態から縦とした。
- ⑦数量 原則として1である。
- ⑧備考 『茨城県史料』中世編Ⅳ，同Ⅴで翻刻されている史料と同一内容の場合は、その旨を付した。例えば、「県史料Ⅳ2-1（家蔵2-1）と同文」とあった場合、「県史料Ⅳ2-1」は『茨城県史料』中世編Ⅳの家蔵文書2の1号を、「（家蔵2-1）」は通し番号での秋田藩家蔵文書2の1号のことである。